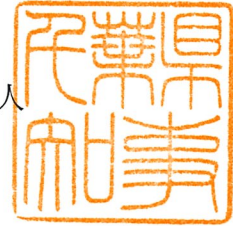


産業廃棄物処分業許可証

住 所 千葉県白井市中149番地37
氏 名 ウッドフューエル白井株式会社
代表取締役 黒田 栄作

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊 人



許可の年月日 令和8年9月4日

許可の有効年月日 令和13年9月3日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

破碎による中間処理

(2) 産業廃棄物の種類

木くず（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を処分できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を処分できない。

2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙のとおり

3 許可の条件

(1) 産業廃棄物の処理により発生する粉じんについては、施設の維持管理を徹底するとともに、散水等により周囲への飛散を防止すること。

(2) 産業廃棄物の中間処理は、午前6時から午後10時までの16時間とし、処理施設及び建屋等の維持管理を徹底することにより、騒音に係る規制基準を遵守すること。

4 許可の更新又は変更の状況

令和8年9月4日 新規許可

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・無

(以下余白)